

令和8年 No.60

○国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

法人文書開示請求における事務連絡の円滑化及び請求者情報の適正化を図るため、様式の見直しに伴う所要の改正を行うものである。

承認経過

法人文書開示請求における事務連絡の円滑化及び請求者情報の適正化を図るための様式の見直しに伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年8月26日

国立大学法人東京学芸大学長

佐々木 幸寿

令和8年規程第23号

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程（平成13年規程第7号）の一部について、別紙新旧
対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部改正について

改正理由：法人文書開示請求における事務連絡の円滑化及び請求者情報の適正化を図るため、様式の見直しに伴う所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (受付) 第3条 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、本学総務部総務課（以下「総務課」という。）及び財務・研究推進部経理課において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。 (1) 〔省略〕 (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第1号様式の法人文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）の提出を求めるとともに、次号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。 (3)～(4) 〔省略〕 2 〔省略〕 〔省略〕 第1号様式（第3条第1項第2号関係） 年 月 日 法人文書開示請求書 国立大学法人東京学芸大学長 殿 （ふりがな） 氏名又は名称（法人その他の団体にあたっては<u>その名称及び</u>代表者の氏名） 住所又は居所（法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地） 〒	〔省略〕 (受付) 第3条 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、本学総務部総務課（以下「総務課」という。）及び財務・研究推進部経理課において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。 (1) 〔省略〕 (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第1号様式の法人文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）の提出を求めるとともに、次号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。 (3)～(4) 〔省略〕 2 〔省略〕 〔省略〕 第1号様式（第3条第1項第2号関係） 年 月 日 法人文書開示請求書 国立大学法人東京学芸大学長 殿 氏名又は名称（<u>行政機関</u>その他の団体にあたっては代表者の氏名） 住所又は居所（<u>行政機関</u>その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地） 〒

連絡先電話番号：（ ）

(ふりがな)

連絡先 (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の氏名・電話番号)

担当者： 連絡先：

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、
下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

[省略]

附 則

この規程は、令和8年8月26日から施行する。

連絡先電話番号：（ ）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、
下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

[省略]